

令和 8 年度鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業募集要項

1 目的

就労系障害福祉サービス事業所の運営支援を目的とした運転設備資金融資制度及び新商品開発の支援を目的とした新商品開発支援事業補助金の対象となる事業、並びに就労系障害福祉サービス事業所と協働連携して企業が行う新商品開発等の支援を目的とした協働連携企業補助金の対象となる事業を次のとおり募集します。

※第一次募集（令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 4 月 3 0 日）に係る事業認定後の予算の残存額の範囲内での事業採択となります。

2 募集事業

- (1) 鳥取県障害福祉サービス事業所運転設備資金
- (2) 鳥取県障害福祉サービス事業所新商品開発支援事業補助金
- (3) 鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金

3 募集事業、募集期間等

募集事業	募集期間	対象事業	申込方法
鳥取県障害福祉サービス事業所運転設備資金	令和 8 年 8 月 2 0 日から 令和 8 年 9 月 1 8 日まで	本補助金の交付決定日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに実施する事業	資金申込書（様式第 1 号）及び事業計画書（様式第 2 号）に 関係書類を添えて、県障がい福祉課に提出
鳥取県障害福祉サービス事業所新商品開発支援事業補助金			申込書(様式第 3 号)、事業実施計画書(様式第 4 号)及び 収支予算書(様式第 5 号)に 関係書類を添えて、県障がい福祉課に提出
鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金			申込書(様式第 6 号)、事業実施計画書(様式第 7 号)及び 収支予算書(様式第 8 号)に 関係書類を添えて、県障がい福祉課に提出

4 制度の概要

(1) 鳥取県障害福祉サービス事業所運転設備資金

融資対象者	県内で障害者総合支援法の規定に基づく障害者支援施設（就労継続支援事業を行うものに限る。）及び就労継続支援事業を行う法人（以下「就労系障害福祉サービス事業者」という。）で次に掲げる要件をすべて備えた者 ア 県内に事業所を有すること。 イ 融資の申込時において、県税を滞納していないこと。 ウ 利用者の工賃水準の向上に資するため、生産、仕入れ、販売、サービス等の提供など就労事業に関する中長期計画を作成し、その実現が見込まれるものであること。 エ 役員等のうちに申込前 5 年以内に法令等に違反し、刑に処せられた者がいないこと。
資金の用途	障害福祉サービス事業の提供に必要な運転資金又は設備資金（障害福祉サービス事業者として都道府県知事の指定を受ける前の本資金以外の既存借入金の借換資金を除く。）
融資限度額	障害福祉サービス事業者 1 法人当たり 5 0 0 万円
融 資 期 間	5 年以内（据置 6 月以内を含む。）
融 資 利 率	無利子
信 用 保 証	必要としない
担 保	取扱金融機関の定めるところによる。
保 証 人	取扱金融機関の定めるところによる。
償 還 方 法	割賦均等償還

※取扱金融機関については平成 22 年 3 月 26 日に「障害福祉サービス事業所の運営支援等に係る連携協力

に関する協定」を締結した以下の金融機関のみ。

山陰合同銀行、鳥取銀行、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫、米子信用金庫

（２）鳥取県障害福祉サービス事業所新商品開発支援事業補助金

補助事業の内容	就労系障害福祉サービス事業者が行う新商品（製品又は役務）の開発又は新たな販売形態の導入等（これに附帯して行われる事業を含み、既に販売・サービス提供等をしている事業の量産・拡大等を除く。）。ただし、同一目的で他の助成金の交付を受けている事業は除く。
補助対象者	次のア及びイの要件を備える就労系障害福祉サービス事業者 ア 県内に事業所を有する者であること。 イ 工賃水準向上のための独自の事業計画を作成し、それに基づく工賃向上計画書を作成していること。
補助対象経費	新商品開発等に要する経費。ただし、次の条件に合致するものとする。 なお、交付申請以前に行われた支出であっても、福祉保健部長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。 （１）次に掲げるものに該当しないこと。 ア テレビ、事務机、ソファ、職員の業務効率化のためのパソコンなど、新商品開発等に直接関係しない設備又は備品に関する経費。 イ ユニフォーム等の被服費、消耗品費。 ウ 新商品開発以外にも使用可能な自動車等に関する費用。 （２）工事請負費は、県内事業者が施行を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。 （３）委託費は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。 （例）開発設計費及びそれに付帯する経費、研修又は講習受講料、試作、改良、商品デザイン、評価並びにテストマーケティングに必要な原材料費及びそれに付帯する経費、職員及び利用者を対象とした講習会の開催に要する経費、デザイン料、新商品開発又は販路拡大のために雇用する職員人件費及び委託料。 （注）補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行わない。（収益は利用者の工賃に充当。）
補助率	2／3以内（補助限度額1，000千円）

（３）鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金

補助事業の内容	就労継続支援事業所等と協働連携して企業が行う新商品（製品又は役務）の開発又は新たな販売形態の導入等（これに付帯して行われる事業を含み、既に販売・サービス提供等をしている事業の量産・拡大等を除く。）。ただし、同一目的で他の助成金の交付を受けている事業は除く。
補助対象者	次に掲げる要件をすべて備える企業又は団体（障害者総合支援法に基づく障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所を運営する法人を除く。） ア 県内に本社・本店、支社・支店、事業所・営業所を有していること。 イ あいサポート運動実施要綱第2条第4号に定めるあいサポート企業等であること。 ウ 県内の就労継続支援事業所等と協働・連携して補助事業を行うこと。 エ 役員又は職員が、協働・連携しようとする就労継続支援事業所等の役員となっていないこと。 オ 計画書提出時において、県税を滞納していないこと。 カ 計画書提出前5年以内に法令等に違反し、刑に処せられた役員等がないこと。

	こと。
補助対象経費	新商品開発等に要する経費。ただし、次の条件に合致するものとする。 なお、交付申請以前に行われた支出であっても、福祉保健部長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。 (1) 次に掲げるものに該当しないこと。 ア テレビ、事務机、ソファ、職員の業務効率化のためのパソコンなど、新商品開発等に直接関係しない設備又は備品に関する経費。 イ ユニフォーム等の被服費、消耗品費。 ウ 新商品開発等以外にも使用可能な自動車等に関する費用。 (2) 工事請負費は、県内事業者が施行を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。 (3) 委託費は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
補助率	2／3以内（補助限度額1,000千円）

5 留意点

- (1) 提出された事業計画書等を基に審査を行いますので、事業要件の適否が判断できるよう事業内容については、できるだけ詳しく記載してください。
 (※審査にあたっては、新商品（製品又は役務）の販売先や販売ターゲットとする層を明確化できているかを厳密に評価しますので、事業計画書等の作成にあたっては、より具体的に記載してください。)
- (2) 審査方法は、書類審査又は必要に応じてプレゼンテーションによる審査会を実施し、助成する事業計画書等を審査します。
- (3) 審査結果は、それぞれの応募者に通知します。

6 事業計画書等の受付について

事業計画書等は、電子メール又は郵送により受け付けます。
 3に掲げる募集期間の間に7の申込先・問合せ先に提出してください。

7 申込先・問合せ先

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電 話：0857-26-7889 ファクシミリ：0857-26-8136 電子メール：shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp
--------------------------------	--

8 その他

予算の状況により、追加募集を行う場合には、別途募集要項を案内します。